

令和3年度事業計画

学校法人 二戸学園

学校法人二戸学園 令和3年度事業計画 目次

1. 学校法人二戸学園	・・・ 1
2. 岩手保健医療大学 建学の精神	・・・ 1
I. 大学の教育	
1. 学生受入れ	・・・ 2
2. 学生支援の強化	・・・ 2
3. 学修環境の充実	・・・ 4
4. 単位の認定、進級、卒業（修了）認定	・・・ 5
5. 教育内容（教育課程）の充実	・・・ 5
6. 教育方法の充実	・・・ 6
7. 教育活動の評価	・・・ 7
8. 教育・教員組織の整備	・・・ 7
9. 教学ガバナンスの強化	・・・ 8
II. 大学院の教育	
1. 大学院生の受入れ	・・・ 8
2. 大学院生の教育	・・・ 8
3. 大学院の運営体制等の整備	・・・ 9
III. 大学の研究活動	
1. 研究の重点化と特色ある研究の推進	・・・ 9
2. 研究活動を活性化するための支援体制	・・・ 10
3. 若手研究者への支援	・・・ 10
4. 外部研究資金の獲得と研究支援体制等の整備	・・・ 11
5. 研究成果の発信と管理	・・・ 11
6. 研究倫理の徹底	・・・ 11
IV. 大学の社会貢献活動等	
1. 本学の社会貢献の実態把握と社会貢献活動の推進	・・・ 12
2. 本学の活動の社会への情報発信の充実	・・・ 13
3. 社会連携・社会貢献を推進するための体制整備	・・・ 13

V.	法人及び大学の管理運営	
1.	法人ガバナンスの強化	・ ・ 1 3
2.	コミュニケーションの円滑化	・ ・ 1 4
3.	コンプライアンスの体制強化と推進	・ ・ 1 4
4.	リスク管理体制の整備と強化	・ ・ 1 5
5.	業務執行体制の見直しと強化	・ ・ 1 5
6.	人員の確保と適切な人員配置	・ ・ 1 5
7.	効率的な事務体制の構築	・ ・ 1 6
8.	各種会議（委員会）の見直しと活性化	・ ・ 1 6
9.	人事管理	・ ・ 1 6
10.	給与体系の検証	・ ・ 1 7
11.	職員の資質向上	・ ・ 1 7
12.	広報活動の推進	・ ・ 1 7
13.	情報の公開（透明性の確保）	・ ・ 1 8
VI.	法人の財務及び会計	
1.	財務基盤の安定化	・ ・ 1 9
2.	外部資金の獲得	・ ・ 1 9
3.	経常経費補助金の確保	・ ・ 2 0
4.	寄附金の創設	・ ・ 2 0
5.	会計システムの健全化	・ ・ 2 0
6.	適切な会計監査の実施	・ ・ 2 0
7.	中期計画の遂行に伴う予算の確保	・ ・ 2 1
VII.	外部評価の受審	・ ・ 2 1
VIII.	附属幼稚園	
1.	教育・保育内容の充実	・ ・ 2 1
2.	園児の確保	・ ・ 2 2
3.	運営体制の整備	・ ・ 2 2
4.	施設・設備の充実	・ ・ 2 3

学校法人二戸学園 令和3年度事業計画

1. 学校法人二戸学園

昨年度は、私立学校法の改正等に伴い、法人ガバナンスやコンプライアンス関連の規程整備、中期計画の策定等、必要な整備を行い、これに従って法人運営に当たってきた。また、教学面では、4年間の教育の完成年次として、教員一同が連携・協力して教育に取り組んできた。しかしながら昨年度は、新型コロナウイルス感染症により、臨地実習の制限的实施や学内における対面授業にも大きな影響があった。課外活動も自粛せざるを得ず、教職員にとっても学生にとっても大変な1年であった。

そんな中であって特筆すべきことは、初めての卒業生を出せたこと、看護学研究科を設置できたことである。61名の卒業生が県内を中心にさまざまな医療現場に入り、それぞれの活動に貢献するであろうし、大学院については、定員3名の標準修業年限2年の修士課程として、高度で幅広い知識と看護実践力・管理能力を身につけた看護師・看護管理者・看護教育者として県内の医療現場で活躍することが期待される。

今年度も中期計画に基づき、後述のようなさまざまな活動を事業計画として展開することになるが、特に本年度は、大学の完成年次後の最初の年でもあり、これまでの4年間の実績の上に立ち、これらの実績を客観的に検証し、継続していくべきもの、見直しを行うもの、別の視点からのアプローチするもの等、本法人が置かれている現状や社会の変化にも留意しつつ、役員と教職員が、本事業計画に盛り込まれたさまざまな課題と目指すべき方向性を共有し、一致協力してその実現に力を注いでいきたい。

2. 岩手保健医療大学

令和3年度の事業計画の目標は、完成年度後のさらなる発展に向けて、中期計画の3年度目以降の計画を着実に実行し、常に客観的な検証に基づく改善を図り、より安定した、より質の高い大学運営を目指していくことである。具体的にどのような活動に重点をおいて展開していくかを挙げると、次のようなことになる。

- ・基礎学力のある資質の高い入学者を、安定的に確実に得る道を拓く。
 - ・未充足分野の教員の適正配置を目指し、教員研究組織の充実を図り、教育全般のさらなる質的向上の道を拓く。
 - ・学部学生が4年間の課程を確実に修得し、補習授業との適切な組合せにより、看護師・保健師の国家試験の合格率が向上するよう道を拓く。
 - ・大学院教育については、これまで培ってきた本学教員の教育力・研究力を最大限に発揮して教育に当たり、大学院生が学修成果を地域医療の質的向上に貢献する道を拓く。
- 以上のような重点目標を全教職員が共有し、協力し、この1年間の活動を展開する。

建学の精神

人々の生活と健康を高め 地域社会に貢献する ケア・スピリットを備えた保健医療人

I. 大学の教育

1. 学生受入れ

(1) 優れた資質を持つ学生確保のため、次のような取組みを推進

- ① 入学実績校を中心に、引続き、高校訪問や出前授業を積極的に行い、高等学校とのより良好な関係を築く。
- ② 4年間実施してきた現行の試験内容及び方法、実施時期、受験動向等の検証・評価を行い、令和4年度入学試験に反映させる。
- ③ 過去4年間と次年度（令和4年度）推薦入試における実績を検証し、令和5年度に向けて具体的な推薦指定校候補の選定と実施の検討を行う。
- ④ 教学委員会とカリキュラム検討委員会が連携して、現行の推薦入学者についての課題を整理し、入学前オリエンテーションや基礎能力を高める講義の内容の改善等、入学前教育をさらに充実させる。

(2) 受験動向の分析と新たなニーズを踏まえた入学者選抜試験の実施

- ① 入学試験方法と入学後の学修成績の関連性を分析し、報告書として取りまとめる。
- ② 令和5年度を目途に、大学共通テストに参加する方向で検討を行うこととし、今年度から大学入試センターとの事前協議を行う。
- ③ 看護学科への全国的な受験動向や本学のこれまでの過去データを分析し、入学者選抜方法と実施回数についての検討を進め、一定の結論を出すよう努める。

(3) 障害のある学生の受入れの検討

- ① 構内各所を点検した結果、本学のバリアフリー化は、一定の水準にあることを確認した。
- ② 障害にあわせた入学後の個別対応マニュアルを作成する。

2. 学生支援の強化

(1) 学修支援

学生への学修意欲の向上及び主体的な学びを重視した学修方法を身につけられるよう、以下のような施策を推進

- ① これまでの4年間の学修支援体制、方法を検証し、今後は、特に学生の学修状況について関係者で情報を共有することに重点を置いて対応していく。
- ② 新カリキュラムにおいて基礎学力の底上げのために設定した授業科目について、その趣旨が達成されるよう教育方法、指導方法等の充実を目指す。
- ③ 卒業時の成績優秀者の表彰を継続することとし、評価方法等の精度を高める検討及び他学年への導入について検討する。
- ④ 今年度は、新型コロナウイルスへの対応も考慮し、保証人への学生の修学状況等に関する面談は、集会形式ではなく、希望者の個々の実情に合わせて実施する。
- ⑤ 財務状況にも配慮しつつ、成績優秀者への特待生制度の導入及び評価方法等の検討を開始する。

(2) 生活支援

学生と教職員との意思疎通を基盤とした、以下のような組織的な生活支援を推進

① 学生生活実態調査を活用した学生支援

ア、前回の調査内容の検証と修正を行い、より学生の実態が捉えられるような調査を目指す。また、本調査結果を基に個々の学生に合わせた生活指導を行う。

イ、引続き、担任制度、アドバイザー制度、キャリアアドバイザー制度を適切に運用し、教員間の連携を充実させ、きめ細かい学修指導、生活指導を実施していく。

② 学生の心身の問題への対応

ア、学生相談室の存在を学生に周知し、学生のさまざまな相談に対応していく。

イ、教員による対応が困難な事例を整理し、これらへの対応を可能にする臨床心理士や保健師等の常駐化を検討する。

ウ、今年度も、新型コロナウイルス感染の状況を注視し、危機管理本部の方針に沿い適時適切な学生対応を行う。

③ サークル活動や課外活動への支援

ア、コロナ禍において、感染対策を継続しながらも、課外活動等、学生のモチベーションの維持に役立つような方策等を検討し、サポートする。

イ、学生の課外活動についての表彰制度を検討し、実施する。

(3) 留年対策

留年生を出さないよう、以下のような施策を推進

① 今後も学生の出席状況と学修状況を定期的に把握し、各教員が情報を共有し、連携して対処していく。

② これまでの4年間の経験、事例を基に、長期欠席者への対応手法等を整理し、対処マニュアルを作成する。

③ これまでの4年間の事例を基に、成績不振者への対応・手法等を整理し、教員間で情報を共有し、組織的に対処していく。

④ 留年生に対しては、今後とも、教学委員会と学生委員会が連携し、保証人への連絡、面談の実施も含め、適切に対処していく。

(4) 国家試験対策の充実

国家試験への対策について、キャリア開発支援室が中心となって学年進行に応じた、以下のような施策を実施

① 看護師国試模試の回数を5回から6回に増加することとし、特に模擬試験実施後の自己採点は、学生の満足度も高いことや今後の学修に役立つことから力を入れていく。また、保証人への結果通知は、保証人にも国試とはどういうものなのかの理解を深めるため継続していく。

② 看護師、保健師の国試対策のための各種講座は、昨年度と同様に実施することとし、第1期入学生（令和2年度卒業生）に対するアンケートの結果、学内補修講座の実施科目と時間数を増やすこととする。

③ 医療機関の人事担当者と学生がオンラインによって情報交換することを目的に、令和2年度卒業生の就職先を対象に説明会の実施を検討する。

④ 本年度からは、4年生だけでなく、2・3年生からも学生国試対策委員を選出してもらい、各学年のニーズに基づいた国試対策が進められるよう促す。また、学生国試

対策委員への支援は、教員及び学務課職員が連携・協力してこれにあたる。

(5) 学生の意見の大学運営への反映

学生の意見が大学運営に反映するよう、以下のような施策を推進

- ① 学生生活実態調査（隔年実施）の結果を学生委員会と教学委員会において分析し、学修指導、生活指導に反映させる。
- ② 授業評価アンケートの結果を参考に、学生の視点に立った授業改善に努める。
- ③ 1・2年生対象のアドバイザーや3・4年生対象のキャリアアドバイザー及び担任制度を活用して学生の意見を汲上げ、学修支援、生活支援に反映する。

(6) 就職支援及びキャリア支援システムの構築

国家試験対策、就職支援及び就職後の助産師、専門看護師等のキャリアパスに関する支援の充実のため、以下のような施策を推進

- ① 昨年度設置された学生キャリア支援室は、当初の計画どおり少しずつ実績を重ねており、今後は、卒業生のフォロー等の新たな計画を検討することとしている。
- ② 就職説明会や病院見学、就職試験に関する情報を収集し、在学生にこまめに提供していく。
- ③ 医療機関の中にはインターンシップを実施しているところもあり、学生にはHPを通じたこれらの情報収集を促す。また、医療機関や市町村においてオンラインを活用したリクルートの要望がある場合は、その都度、学生への周知を図る。
- ④ 第1期卒業生の就職実績に関する情報や過去の就職試験の実施内容を在学生が利用しやすいよう工夫して提示する。

3. 学修環境の充実

(1) 教育用設備・備品及び図書の実充

- ① 図書については、選書リストに基づいて整備を進めるとともに、図書館利用に関連するコロナ対策のための備品等の整備に努める（湿度計、図書のウイルス汚染除去装置など）。

教育用設備・備品に関しては、学生の学修状況、教育の質の向上の観点に立ち、今後ともその充実に努める。

(2) 学生のニーズを反映した図書館の整備

- ① 図書館の学生の利用状況・利用形態（学生の入館者数、図書の貸出冊数、データベース利用件数等）に関するデータ収集を行うとともに、図書館利用を促進する定期的な企画展の実施や一般市民の利用を促す企画を検討する。
- ② 引続き、学生の課外の勉学の場である図書館や学生自習室の利用状況を把握し、学生の要望などを取り入れて改善していく。

(3) 情報環境の充実

- ① 教育・研究の質の向上と情報セキュリティの確保のため、情報関連機器の更新とメンテナンスを計画的に実施する。また、現状においてインターネット環境が脆弱であり、早期に改善策を検討する。

4. 単位の認定、進級、卒業（修了）認定

(1) 進級要件の見直し

- ① 教学委員会、カリキュラム検討委員会、実習委員会による検討結果を基に、令和4年度を目途に進級要件の見直し等の検討を進める。また、臨地実習と代替実習の評価基準を各領域で明確にする。

(2) 臨地実習の履修要件の見直し

- ① 令和4年度入学生からの新カリキュラムの実施に向けて、臨地実習の履修要件、カリキュラムの学修の順序性について整理し、明確にする。
- ② 実習科目については、現行カリキュラムでの実施内容のマトリックスを作成し、新カリキュラムへの連動との関連性を整理する。また、学生の習熟度に合わせた適切な実習時期を検討し、新カリキュラムに反映させる。

(3) 単位認定における成績評価の見直し

- ① 単位認定における成績評価についての現状を分析・検証し、公平で統一的な評価基準の策定を検討する。

(4) GPA(Grade Point Average)制度の導入

- ① 成績評価区分を4段階から5段階にし、GPA制度を導入することにより、さらにきめ細かい学修指導ができるよう検討を進める。

(5) 卒業認定要件の見直し

- ① 教学委員会とカリキュラム検討委員会の評価結果を基に、卒業認定要件とディプロマ・ポリシーとの関係を整理し、教育課程の必要な修正、教育内容の修正等を行う。

(6) 卒業時にコアコンピテンシー（卒業時に修得すべき能力）と卒業認定要件の見直し

- ① 教学委員会とカリキュラム検討委員会が協働して在学生のコアコンピテンシーの修得状況と卒業認定要件の関係性を検証し、教育課程、教育内容、教育方法等の検討を行う。

5. 教育内容（教育課程）の充実

(1) 教育課程の見直し

- ① 新カリキュラムは、概ね完成しているが、今後は、細部の調整、各授業科目に盛り込むべき事項を検討することとしている。
- ② 看護職者に求められるコミュニケーション能力や臨床実践能力等の基礎的能力を身につけるため、特に実習及び演習を通してこれらの能力が身に付けられるよう留意しながら教育を進めていく。
- ③ 文部科学省に指定規則に基づく認定申請を行い、次年度から新カリキュラムが円滑に実施できるよう必要な準備を進める。

(2) カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの整合性の確立

- ① 現行カリキュラムについてのカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの整合性を確認するとともに、新カリキュラムについても同様に整合性を確認し、必要に応じ修正を行う。

- ② 学生へのカリキュラムマップの明示について、より分かりやすい説明を加え、学生便覧等に掲載することを検討する。
 - ア、令和2年度末に実施したカリキュラムの評価結果を基に、卒業認定要件の見直し等を含め、新カリキュラムに反映することとしている。
 - イ、現行の実習科目についての評価・検証を基に、科目構成や実習方法の改善策について、実習委員会と教学委員会と連携し検討を進める。
 - ウ、新カリキュラムにおける一般教育について、カリキュラム・ポリシーを反映させた内容となるよう検討する。

(3) ディプロマ・ポリシーに基づくシラバスの作成

- ① 新カリキュラム実施に向けて、シラバスにディプロマ・ポリシーとの関係性を意識した成績評価基準の記載の統一を図る。

(4) シラバスの改善充実

- ① カリキュラム検討委員会と教学委員会が連携し、シラバスの様式の見直しを含め、学生の視点に立った改善を進める。
- ② 学生に科目間の関係性や授業内容、学修方法を分かりやすく示すため、シラバスに盛り込むべき内容、形式の統一性等を定めた作成マニュアルの見直しを行う。

6. 教育方法の充実

(1) 自ら問題解決できる能力を養うためのアクティブ・ラーニングの推進

- ① シミュレーション教育に関する研修の実施や各教員への支援策について検討する。
- ② カリキュラム検討委員会と教学委員会とが連携し、新型コロナウイルス対策も含め、ITを活用した質の高い教育方法等について検討を進める。
- ③ 関連委員会が連携し、アクティヴ・ラーニングについての研修の実施等、さらなる当該授業手法の充実を図る。また、これらの観点からよりふさわしい教科書の選定を行う。

(2) 授業評価アンケートの実施結果を受けた教育課題の解決

- ① カリキュラム検討委員会が FD 委員会、教学委員会と連携して、授業評価アンケートの結果を分析し、現行における教育課題の検出と対応策を検討し、各教員に周知する。
- ② カリキュラム検討委員会が FD 委員会、教学委員会と連携して、授業評価アンケート結果から得られた教育課題解決のための FD 研修等を実施する。

(3) 基礎的能力を高めるための授業科目の開設

- ① 看護学を履修するための基礎学力を身に付ける観点から、令和4年度からの新カリキュラムにおいて化学を必修科目とし、生物、数学を選択科目として実施することとする。

(4) 看護実践現場と連携した教育の推進

- ① 各実習施設との打合せ会議を活用して情報交換等を行い、教育目標やニーズに即した指導方策等について実習施設との共有化を図り、実習内容の充実に努める。
- ② 実習委員会と FD 委員会が共催し、年度初めと年度末の計2回、実習指導に関する

学内研修を企画・実施する。

- ③ 実習打合せ会議や実習指導などの機会を活用して医療現場における研究ニーズを把握し、施設側と共同研究に向けた協議の場を設ける。

7. 教育活動の評価

(1) 授業点検・評価方法の見直し

- ① 授業評価項目とディプロマ・ポリシーとの関連性を点検し、評価項目等の見直しを行う。
- ② 引続き、授業評価アンケート結果をホームページ上に公開するとともに、学生に周知する。
- ③ 多様な授業点検と適切な評価方法の導入
ア、教育の質を高めるため、本年度から教員相互の授業評価を実施する。
イ、各教員の授業改善報告書に記述した内容に沿って、改善・見直しを継続的に行う。

(2) FD・SD 活動の活性化

- ① FD、SD の合同研修を、合同開催にふさわしいテーマを設定し、計画的に実施する。
- ② 授業改善や授業評価等、継続的に検討すべき教育課題に関する FD 研修を計画的に実施する。

(3) 現行カリキュラムの評価と改善

- ① カリキュラム検討委員会と教学委員会が協働して看護現場で求められるニーズ調査を実施し、教育課程や教育内容の改善に反映させる。

8. 教育・教員組織の整備

(1) 教員の採用・昇格の基準の明確化

- ① 大学院を担当する教員の資格基準について、選考基準等の規程を整備する。
- ② 質の高い教育を推進するため、未配備領域の教員配置等適切な教員組織を構築する。
また、その際は、年齢構成の適正化に配慮しつつ、昇格人事と新採用人事を適切に組合せて行うものとする。
- ③ 教員の昇任・昇格基準を明確化するとともに、将来を見据えた昇任・昇格等の人事を進める。
- ④ 令和4年度を目途に、本学の実態に合った教員評価（考課）制度を検討する。

(2) 医学系の専任教員の配置の検討

- ① これまでの検討を踏まえ、医学系専任教員の配置を具体的に進める。

(3) キャリア開発支援室の整備

- ① 「キャリア開発支援室」の整備
ア、昨年度、学生キャリア支援室を設置した。今後は、当室の設置目的に沿った活動を着実に展開していく。
イ、学生キャリア支援室専任の職員配置は難しいため、一定程度の経験と知見を持つ兼務職員の配置を行う。
- ② 学生に対するキャリア・ガイダンス等については、マイナビ等の専門業者のセミナ

一等を活用し、計画的に実施する。また、進路希望調査を実施し、ニーズに基づいた講座の開設等を検討・実施していく。

- ③ 卒業生や医療関係者を対象とした再教育の手法等に関する研究について検討する。

9. 教学ガバナンスの強化

(1) 学長のリーダーシップと教授会の役割・機能の明確化

- ① 各委員会間の連携・協力を高め、関連する事案について情報を共有することにより、各構成員の意識を高め、教授会機能の強化を図る。
- ② 会議資料の簡素化、説明の合理化等を図るとともに、学長のリーダーシップにより、スピーディーな運営を行う。

(2) 各委員会の役割と機能の見直し

- ① 各委員会の所掌内容や実際の活動を検証した結果、本年度においては、再編や新たな委員会の設置は行わない。

II. 大学院の教育

1. 大学院生の受入れ

(1) 学生確保のため、次のような取組を推進

- ① 大学院案内を作成し、県内の病院等医療機関、看護大学及び看護専門学校に配布する。
- ② 学部の臨地実習関連施設に対して、施設の管理者や看護職者への働きかけを行う。
- ③ 本学学部生の大学院への進学意向調査を行い、必要なアドバイスをする。

2. 大学院生の教育

(1) 各看護学領域毎の履修指導の実施

- ① 設置時に明示した、研究科の教育目標、育成する人材像及び修了後の進路に対応する履修モデルに基づき、個別の履修指導を行う。
- ② 長期履修生制度を活用する学生には、修了までの履修計画を提出させ、これに基づく履修ができるよう支援していく。

(2) 柔軟な教育の実施

- ① 対面形式の授業を中心とするが、事前に調整し、遠隔による授業も取り入れる。
- ② 履修期間については、学生の利便性向上のために夏季休暇等を利用するなど弾力的な運用を行う。

(3) 研究指導の充実

- ① 大学院生の研究テーマの選定に当たっては、丁寧なアドバイスを行うとともに、研究の進展に合わせた指導を行う。
- ② 複数教員による指導体制により、看護学の各専門領域を越えた考え方や分析

方法等を学ぶ機会となるような指導に留意する。

(4) 学修環境等の整備

- ① 大学院教育、大学院生の研究に必要な専門図書・資料については、計画に基づき、整備する。

3. 大学院の運営体制等の整備

(1) 運営組織の整備

- ① 大学院教授会を中心として大学院運営を行うが、学部教授会との連携、情報の共有化にも留意する。
- ② 教授会に役割を適切に分担する各種の委員会を設置するとともに、各委員会が連携協力することで質の高い大学院運営が行えるよう努める。

(2) 大学院運営に必要な各種規程の整備

- ① 大学院運営に必要な各種の規程等の整備に努める。

III. 大学の研究活動

1. 研究の重点化と特色ある研究の推進

(1) 地域の医療・福祉等の関連機関や団体と連携した研究の推進

- ① 学内共同研究である「岩手県沿岸部にあり地理的不利を抱える医療機関と大学の新たな連携の構築：ICTを活用した支援プログラムのニーズ調査」の研究結果が実現されるよう、全学的な支援を行う。
- ② また、併せて上記調査結果から得られた課題について、研究チームが中心となって、解決方策等に関する研究に取り組む。

(2) 大学間連携による研究を推進

- ① 他大学との学術交流について、具体的研究分野、相互の交流メリット、可能性等について検討を進める。
- ② 「いわて高等教育コンソーシアム」の活動と本学との関連、メリット等を検討し、加入の是非を判断する。

(3) 領域横断的な研究の推進

- ① 「大学が提示する共同研究プロジェクト課題」及び「申請者が自主的に設定する課題」において、領域を横断した学内共同研究を推進する。

(4) 教育実習先の医療機関等の看護職者等との共同研究の推進

- ① 実習先の看護職との共同研究課題を検出・明確化し、具体的研究方法等について検討する。

(5) 領域ごとに、特色ある研究の推進

- ① 学内共同研究費を活用し、各領域が特色ある研究が進められるよう全学的な支援を行う。

(6) ケア・スピリットに関する研究の推進

- ① 臨床倫理研究センターを設置し、建学の精神であるケア・スピリットを中心とした臨床における倫理のあり方に関する研究を推進する。
- ② 上記と併せて、本研究の成果が臨床現場や保健・医療系教育にどのように反映できるかについて検討を進める。

2. 研究活動を活性化するための支援体制

(1) 研究推進のための情報交換とフォローアップ体制の構築

- ① 各教員が進めている研究及び共同研究の内容等についての情報交流について、研修会や発表会等、効果的な実施方法を検討し、実施する。
- ② 研究計画書の申請段階において、経験豊かな教授陣を中心に研究に関するアドバイスを行うとともに、研究の進捗に合わせて適宜確認をし、必要に応じて助言等を行うなどの支援を行う。
- ③ 研究の遂行状況を適時適切に確認、助言するなど、各研究に対するフォローアップの方法と組織的支援体制について検討する。

(2) 研究推進のための研究環境の整備

- ① 学内共同研究の審査員を、研究委員と委員以外の教授に拡大し、公正・公明な研究課題の選出と適正な研究費の配分を行う。
- ② コンカレントライセンスによる統計ソフトがスムーズに稼働するよう、教員のパソコンスペックの向上を検討する。また、研究機器については、使用状況・使用頻度の実態調査とともに、ニーズ調査を実施し、必要な機器の導入・整備を検討する。
- ③ 研究時間の確保のための研究日の設定については、現状の勤務実態を検証し、引続き検討する。
- ④ 外部資金を獲得するための努力をする者に、インセンティブを与える方策を検討する。インセンティブ付与の導入に当たっては、財源確保の観点から、現在支給されている個人研究費の支給の見直しを含め検討する。

3. 若手研究者への支援

(1) 若手研究者の育成

- ① 若手教員の研究の実態を把握し、それぞれの実態に合った育成について検討する。また、学長から領域長に対し、領域内での特色ある研究の推進と若手教員の研究支援の推進を提言する。

(2) 学位未取得教員への支援

- ① 学位未取得教員の大学院進学の数や順番等について公平に判断していく仕組みを検討する。また、各領域においては、当領域内の業務配分を工夫し、若手教員の大学院への進学・学修を支援していく。

(3) 研究に対する助教、助手への支援

- ① 若手教員の自立的研究が適切に進められるよう、各領域での指導手法や指導体制を整備する。

4. 外部研究資金の獲得と研究支援体制等の整備

(1) 科学研究費補助金の獲得

- ① 外部資金獲得につながる研究業績を積むために、学内共同研究費及び個人研究費による研究を活発化させる。

(2) 競争的外部資金の獲得の促進

- ① 競争的外部資金の情報収集に努め、教員へメール等による情報提供を行っていく。

(3) 科学研究費補助金申請等に係る個別支援の強化

- ① 各領域において、教授陣による科研費補助金申請時のアドバイスを充実させるとともに、採択後の個別フォローアップを強化する。

(4) 科学研究費補助金申請に関する FD の継続的な開催

- ① 科研費補助金申請に関する FD 研修を、7月～8月に定期的実施する。

(5) 外部資金の申請書作成を支援するための学内体制の整備

- ① 申請書作成を支援する人材の確保について、財源の確保等（間接経費の活用等）を含め検討するとともに、日本学術振興会が開催する「科学研究助成事業説明会」における情報を各教員に周知する。

5. 研究成果の発信と管理

(1) 各教員の研究テーマや研究業績の公開

- ① 各教員の研究業績（最近5年間）を、毎年度最新の情報として大学 HP の教員紹介ページに公開する。

(2) 研究成果の公表・発信

- ① 教員の研究成果を、学術集会、講演会、公開講座、大学 HP 等により公表するよう支援する。また、社会的に関心があるテーマや特色ある研究については、県内のメディアに積極的に紹介していく。

(3) 大学の研究マネジメント力の向上・整備

- ① 研究マネジメントに関する体制整備、手法等について検討する。

6. 研究倫理の徹底

(1) 研究倫理審査の適切性の確保

- ① 研究倫理に関する規程については、昨年度において整備したところであるが、今後は、これらの規程に基づき、迅速で適切な審査遂行に努める。

(2) 研究倫理審査後の研究実施状況の把握

- ① 各教員に審査後の研究実施報告書の確実な提出を求め、実施状況と早期の問題点等の把握に努める。

(3) 研究倫理に関する研修会等の充実

- ① 各教員に研究倫理に関する e ラーニングの受講を義務付けるとともに、年に1回以上の研究倫理研修会を開催する。

(4) 研究活動上の不正行為防止体制の整備

- ① 研究活動上の不正行為防止点検に係る規程や管理体制等の枠組みは整備されたが、

各教員がこれらの仕組みを理解し、実質的に機能するよう研修や関連資料等を配布する等の方法により周知の徹底を図る。

(5) 研究資金の適正使用

- ① 関連する規程に基づき、研究資金の適正使用等について教員自ら点検するとともに、会計課による定期的なチェックを行う。また、監事による監査を年1回実施する。

(6) 研究資金を統括する専門の事務部門の設置

- ① 研究倫理及び研究資金の統括部門の体制整備については、限られた人員の中でどのようなバックアップが可能か、引続き検討する。

IV. 大学の社会貢献活動等

1. 本学の社会貢献の実態把握と社会貢献活動の推進

(1) 本学の社会貢献活動の実態把握

- ① 昨年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により社会貢献活動を控えざるを得ない状況であった。本年度は、これまでの4年間の実績を体系的に整理し、今後の参考材料として、さらなる社会貢献活動の充実に努める。

(2) 本学主体の社会貢献活動の推進

- ① 新型コロナウイルス感染症拡大の状況及びワクチン接種状況を考慮し、オンラインを含めた公開講座を実施する。
- ② 本学1年生を対象とした「認知症サポーター養成講座」を盛岡駅西口地区包括支援センターと連携して実施する。
- ③ 地域交流室を活用した社会貢献活動については、新型コロナウイルス感染症拡大の状況及びワクチン接種状況を考慮し、可能な活動について検討する。

(3) 地域医療機関・施設、看護協会、医師会等と連携した活動の推進

- ① 現状における本学教員の活動実績を把握するとともに、実習病院等における講師派遣等のニーズと実施方法等の意向調査を行う。
- ② 上記意向確認調査を基に、具体的な活動方策を検討する。
- ③ 現任看護師の研修ニーズを把握し、本学が対応可能な研修会等の開催について検討する。

(4) 地方自治体等との連携による社会貢献活動の推進

- ① 本学が実施可能な出前講義について、HPで広報するとともに、「いわての師匠派遣事業」及び地方自治体や学校からの出前講義等の申し込みに対し、講師派遣を積極的に行う。

(5) 大学間で連携した活動の検討

- ① 「いわての師匠派遣事業」を通して当該事業の中心となっている岩手大学との大学間連携の基礎作りに取り組む。

(6) 産業界と連携した社会貢献活動の検討

- ① 引続き、地域の産業界のニーズと本学が連携できる活動の可能性について検討する。

(7) 公的機関の諸行政への専門的知見を活かした協力

- ① 教員の持つ専門的知識を活かし、地方自治体等の各種の委員会に委員などとして協力していく。

2. 本学の活動の社会への情報発信の充実

(1) 本学の社会貢献活動のHPによる発信

- ① 引続き、実施可能な公開講座のテーマを紹介するとともに、これまでの実績等をHPを通して積極的に発信していく。

(2) マスメディアへの情報発信

- ① 公開講座についての情報を地域のマスメディアに直接発信するとともにHP、SNSを通じて発信する。

3. 社会連携・社会貢献を推進するための体制整備

(1) 社会貢献活動の推進のための学内推進体制の充実

- ① 地域における社会貢献活動は着実に実績を上げているが、国際的な活動については現状においては着手しておらず、その可能性について引き続き検討する。
- ② 本委員会が行う活動に対する事務的支援については、事務局各課がそれぞれの業務範囲の中で行っているが、現状において専属的な支援体制の構築には至っていない。
- ③ 本年度当初、各理事の役割分担を決定する予定であり、決定した社会貢献担当理事の協力も得ながら、さらに社会貢献活動の充実に努める。

V. 法人及び大学の管理運営

1. 法人ガバナンスの強化

(1) 理事会の機能の充実

- ① 広範な意見を法人運営に反映するため、令和4年度を目途に、理事構成の在り方について検討する。
- ② 本年度当初において、各理事の役割分担を決定する。
- ③ 「学校法人二戸学園理事会運営規程」については昨年度制定し、これに基づき、適切な理事会運営を行う。

(2) 運営協議会の効率的な運営と権限の明確化

- ① 法人運営と学校運営が適切且つ円滑に行われるよう、理事サイド、教学サイド、事務サイドの意識の共有化を図るため、引続き、運営協議会の適切な運用を図る。また、そのため、開催回数増について検討する。

(3) 評議員会機能の強化

- ① 評議員会の設置趣旨に留意し、令和4年度を目途に、評議員構成の在り方について検討する。
- ② 引続き、評議員会の適時な開催に努め、適切な運営を図っていく。また、評議員会の

独立性、客観性の観点から、理事会議長とは別に、評議員の中から議長を選出することを検討する。

(4) 監事機能の強化

- ① 昨年度制定した「学校法人二戸学園監事監査基準」に基づき、法人運営の重要なチェック機関としての機能を発揮していく。
- ② 理事会で決定する各理事の役割分担を基に、それぞれの理事の業務活動に係る評価方法等を検討し、その結果を理事会に報告する。
- ③ 事務局からの学内諸会議の開催情報やオブザーバー出席の要請等を基に、必要に応じて会議に出席し、法人及び大学運営に関する知見を高めていく。
- ④ 引続き、内部監査室からの情報収集と意見交換を行い、法人の現況把握に努めるとともに、公認会計士を含めた三様監査を実施することにより、業務の質の向上に努める。

2. コミュニケーションの円滑化

(1) 法人の運営方針等の共有

- ① 前年度までの検討を踏まえて、理事長や学長からの教職員への情報発信（教職員との懇談会の実施等）方策を決定し、実施する。

(2) 「運営協議会」の役割の明確化

- ① 法人運営がさらに充実したものになるためには、理事サイドと教学サイドの意思疎通、情報共有が重要であり、月1回程度の開催を検討する。
- ② 本会議の設置意義（理事サイドと教学サイドとの意思疎通、理事会議案の事前調整等）を踏まえ、本会議における議論が法人運営、大学運営に適切に反映されるよう留意していく。

3. コンプライアンスの体制強化と推進

(1) コンプライアンス関連規程の整備と周知

- ① 役員は、「学校法人二戸学園役員行動規範」及び「学校法人二戸学園理事の内部規律に関する規程」を遵守し、適切な法人運営に努める。
- ② 教職員等に、役員及び教職員の行動規範や倫理規程等のコンプライアンス関連規程について、その関連性を関係図として整理し、周知の徹底に努める。
- ③ コンプライアンスの重要性の認識を高めるため、関連規程及び関係図等の資料配布に加え、コンプライアンスに関する研修会を実施する。

(2) 利益相反マネジメントの強化

- ① 昨年度に引続き、利益相反マネジメント規程及び実施細則に基づき、役員及び教職員全員に対し所定の報告書の提出を求め、法人倫理委員会において評価を行う。
- ② 利益相反マネジメントに関する報告等の手続きについては、実施細則等の分かりやすい説明を加えた資料を配布し、周知徹底を図る。

(3) ハラスメント対策の強化

- ① ハラスメントの防止等に関するガイドラインを策定し、教職員及び学生に配布・周知するとともに、相談員の配置と周知を行う。

- ② ハラスメントに関する研修会を、FD委員会とも調整し開催する。
- ③ ハラスメントの防止等に関するガイドラインを基に、ハラスメントに関する啓発パンフレットを作成・配布する。

(4) 公益通報についての周知

- ① 他のコンプライアンス関連規程との関係性等を整理したうえで、職員への周知を図る。

4. リスク管理体制の整備と強化

(1) リスク管理体制の見直し

- ① 資金決済面でのリスク回避については、帳簿上のチェックを今後も定期的実施する。また、経理処理に当たっては、資金払出担当者とシステム入力担当者を分離することでリスクを回避する。
- ② 経理面でのリスクは回避できていると考えるが、災害、情報関連システムの破損、情報漏洩、さまざまな事故、メディア・風評被害等の不測の事態等が発生した場合の対応策を検討し、規定化の検討を開始するとともに併せて現行規程の見直しを行う。

(2) リスク対応体制の整備

- ① 会計業務については、定期的に資金状況等を確認するほか、内部監査の結果も踏まえて対応策を検討し、実施しているが、他のリスクに関しての対応体制の整備については十分ではなく、今年度末を目途に検討を進める。

(3) 想定される危機への対応策の整備

- ① 昨年度「岩手保健医療大学危機管理本部」を設置し、新型コロナウイルス感染症に対応した授業・実習の進め方、学生・教職員の出勤・国内移動、健康観察等について関係委員会とも連携し、適切に対処してきた。今年度も引き続き、本会議を中心に対応していく。
- ② 新型コロナウイルス感染症対策も含め、他のリスクへの対応について整理し、それぞれのリスクに対応した管理マニュアルの作成を検討する。
- ③ 危機管理に関する講習会、訓練を定期的実施する。

5. 業務執行体制の見直しと強化

(1) 現業務体制の検証と見直し

- ① 新年度を迎え、大学院業務の追加や新採用職員の採用等、新たな現状を踏まえ、事務局各課の業務の洗い出しと分担について再度検討を行う。

(2) 業務内容の継続的見直し

- ② 現状の業務について、合理化の可能性、無駄の排除等の検討を行い、業務の軽減化について引き続き取り組む。

6. 人員の確保と適切な人員配置

(1) 人員配置の見直し

- ① 業務の効率化を図るとともに、財務状況にも留意しつつ、質の高い教育支援をするための適切な人員配置を検討する。

(2) 専門性の高い人材の採用

- ① 事務体制が脆弱な IT や研究支援業務について、専門性を有し経験豊富な人材の採用を検討する。

(3) 業務の効率化の推進

- ① 引続き、業務内容の精査を行い、無駄の排除や効率化を進める。

7. 効率的な事務体制の構築

事務局内の確実な情報伝達と共有化

- ① 若手事務職員による「事務連絡会」の活動を活発化させ、職員間の情報共有化を図ることで、業務遂行の円滑化を推進する。
- ② 学長、事務局長、各課長及び常務理事等による「連絡調整会議」を中心に、教学と事務サイドの情報の共有化を図り、法人、大学の円滑な運営に努める。
- ③ 「連絡調整会議」において、「事務連絡会」の議事録を参考に、若手職員の問題意識や現状を把握し、業務改善に反映させる。

8. 各種会議(委員会)の見直しと活性化

(1) 自己点検委員会による検証評価

- ① 中期計画の対応状況を基に、認証評価の評価項目に対する本学の現状を把握し、必要な改善を関係委員会や事務局に要請していく。

(2) 各委員会の所掌事項の見直し

- ① 各委員会の所掌内容や実際の活動を検証した結果、本年度においては、再編や新たな委員会の設置は行わない。

(3) 委員会運営の効率化

- ① 各委員会間の連携・協力を高め、関連する事案について情報を共有することにより、教授会機能の強化と合理化を図る。
- ② 引続き、運営方法、資料の削減、簡素化等の効率化に努めていく。

9. 人事管理

(1) 将来を見据えた事務職員体制の整備

- ① 将来を見据え、本法人の安定的な運営と継続性を担保するため、若手事務職員の育成に留意した運営を心掛ける。

(2) 業務内容の検証に基づく人員配置

- ① (「前記 6.人員の確保と適切な人員配置 (1) ~ (3)」を参照)

(3) 人事考課制度の実施

- ① 本学の現状に即した適切な考課制度の導入を検討していく。

(4) 人事考課制度の活用

- ① 上記の検討結果を受けて、検討する。

10. 給与体系の検証

(1) 人事考課制度に基づく給与等の処遇への反映

- ① 上記「9.人事管理(3)」の検討結果を受けて、検討する。

(2) 現行の給与規程改正の検討

- ① 各職員の経験や年齢のほか、将来の人生設計にも配慮した給与体系となるよう、現行給与規程の見直しを検討する。

11. 職員の資質向上

(1) 職員の能力向上とモチベーションの向上に繋がる取組の推進

- ① 本年度も各管理職の所掌事項やこれまでの経験をベースにした職員向けの研修会を開催する。
- ② 昨年度は、新型コロナウイルスの影響で各種の説明会や研修が集会形式で行われず、Web資料等を活用する方法によらざるを得なかったが、本年度以降、これらの研修等が実施された場合は、積極的に参加を促すとともに、当該研修に参加した職員による不参加の職員を対象とした還元研修を実施する。

(2) 全教職員が参加するSDの充実

- ① 新型コロナウイルスの影響で、本学においてもFD・SD研修会の開催が制限的であったが、今後どのような形で安全に開催するか検討していく。

(3) 若手職員の資質向上

- ① 昨年度は、新型コロナウイルスの影響で各種の研修等が集会形式での開催は行われず、オンラインによる研修等となったが、本年度以降、これらの研修が集会形式で開催された場合に備え、旅費・参加費などの財源の確保に努めていく。

12. 広報活動の推進

<大学の知名度・認知度を高めるための活動>

(1) 持続性のある体系的広報活動の展開

- ① 引続き、ホームページの掲載内容の充実に努めるとともに、他の広報手段である大学案内等とも連動した統一感のあるものとするに留意する。

(2) 広報活動の目的・ターゲットの明確化

- ① これまでの4年間の経験から、受験生が本学を知るきっかけはホームページであり、最終の入学動機はオープンキャンパスでの説明等であった。また、学校訪問は、進学指導教員が本学を理解してもらう上で重要であり、本年度もこれらの手法に重点的に取り組む。

(3) オープンキャンパス・大学祭をととした大学認知度の向上

- ① オープンキャンパスは、受験生にとって入学動機の最も重要な機会であり、今後ともその充実に努める。また、広く地域社会の認知度を高めていくため、一般社会人等を対象とした魅力ある公開講座等の充実にも力を入れる。

(4) 地域の行事・活動への積極的な参加

- ① 昨年度は、新型コロナウイルスの影響で「さんさ踊り」等、多くの地域行事が中止と

なったが、これらの地域行事は、本学の認知度を上げる絶好の機会でもあり、今後とも積極的な参加を検討する。

(5) 公開講座をととした大学認知度の向上

- ① 引続き、社会、地域の関心事に焦点を当てた公開講座を企画し、実施していく。なお、新型コロナウイルス感染症に留意し、Webを活用した開催も視野に入れる。

(6) 大学HPをととした大学認知度の向上

- ① 大学行事や学生の活動、社会的関心の高い教員の研究内容をホームページを中心に魅力的に発信するとともに、地域のメディアにも紹介し、取上げてもらうような働きかけも行う。

(7) 大学学章の制定

- ① 昨年度制定された学章を校旗に入れ込むとともに、卒業証書や大学案内、各種のパンフレット等にも掲載・使用していく。

<学生確保のための活動>

(1) 学生確保につながる有効な広報活動の展開

- ① 現行の本学の広報活動について、進学情報機関へのヒアリングや在学生を対象としたアンケート等を実施して効果の測定を行い、今後の広報活動に活かしていく。

(2) 高等学校訪問、進学相談会をととした広報の展開

- ① 高校訪問、進学相談会等の広報手法別の効果を検証し、広報活動のレベルを高めていく。また、学生確保の重要性に鑑み、必要な広報経費の確保に努める。

(3) 広報活動への在学生の協力

- ① 新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえつつ、在学生の協力を得た出身校への訪問活動を推進する。

1 3. 情報の公開（透明性の確保）

(1) 以下のような教育・研究に関する情報を積極的に公表

- ・大学の教育研究上の目的、3つのポリシー
- ・教員組織
- ・入学状況、在学状況に関する情報
- ・教育課程、シラバス
- ・学修評価基準、卒業認定基準
- ・校地・校舎等の学修環境
- ・授業料等、大学が徴収する費用
- ・学生の修学支援、生活支援（奨学金等）、キャリア支援に関する情報
- ・学則等主要規程

等、引続き、公開すべき最新の情報を遅滞なく掲載していく。

(2) 以下のような学校法人に関する情報を積極的に公表

- ・寄附行為
- ・財務諸表

- ・中期計画、事業計画、事業報告
- ・自己点検・評価報告書
- ・監事の監査報告書
- ・役員、評議員に関する事項
- ・役員等報酬基準

等、引続き、公開すべき最新の情報を遅滞なく掲載していく。

(3) その他、以下のような大学の活動に関する情報を積極的に公表

- ・ガバナンス・コード
- ・大学設置認可申請書
- ・大学設置に係るアフターケアに関する資料
- ・教員の研究業績の状況
- ・本学が行う社会貢献活動等の状況
- ・学生の課外活動等の状況

等、引続き、公開すべき最新の情報を遅滞なく掲載していく。

VI. 法人の財務及び会計

1. 財務基盤の安定化

(1) 志願者・学生の確保

- ① 学生確保のための取組について、他大学の事例等の情報収集に努め、参考になる点は積極的に取入れていく。なお、特待生制度の創設については、平年度化（経常費補助金の受入れ後）した時点の財務状況を見据えて検討する。
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響で、今後の進学説明会やオープンキャンパスの実施は不明な部分も多いが、ホームページの充実を中心に昨年度の経験も踏まえ、各種の活動の質を高めるとともに、新しい効果的な広報活動について検討を進める。

(2) 人件費の抑制

- ① 固定経費である人件費は、依然高い支出状況である。人材確保の観点から現実的には極めて難しい課題であり、当面は、他の経費の削減等で対処していくこととし、今後は、教員の年齢構成の適正化等、中長期的な採用計画により人件費率の抑制に努める。
- ② 教員については、教育体制維持の観点から現給保障を基本にした給与決定が行われてきたが、今後は、教育体制の整備状況に留意しつつ、新たな採用者から給与表に基づく適切な給与決定を行い、人件費の抑制に努める。

(3) 質の高い教育を展開するための財源の安定化

- ① 今後とも、大学運営に支障をきたさない範囲で管理経費の抑制に努め、教育研究経費比率が高まるよう努力していく。

2. 外部資金の獲得

競争的外部資金の強化

- ① 科研費補助金の獲得に向け、引続き「科学研究費補助金獲得に向けてのFD研修会」の実施及び申請書作成の支援等の取組を行う。また、科研費以外の外部資金に関する情報を収集し、速やかに教員に提供し資金獲得に向けた支援を充実させる。

3. 経常経費補助金の確保

経常経費補助金獲得の強化

- ① 経常費補助金の算定基準等の修得に努め、より多くの補助金が獲得できるよう、予算配分等を含めて検討していく。特に補助金算定に影響する入学定員充足率や教育研究経費比率等の状況については、常に留意して大学運営を行う。
- ② 本学の現状においては、改革総合支援事業等の特別補助の交付要件を満たす状況にはないが、今後とも補助要項の変更等の情報に留意し、必要な改革に取り組んでいく。

4. 寄附金の創設

教育研究水準の維持・向上のための設備備品・図書等の整備

- ① 新たな寄附金の創設について、他大学の例をさらに収集するとともに、本学の実態に合ったものとして理事会、教授会とともに検討を進めていく。

5. 会計システムの健全化

(1) 会計関係規程の整備

- ① 現状の会計関係の規程については、本学の実態に合ったものとなっているが、今後とも随時検証し、制度の改正等、必要に応じて現行規程の改正や新設等を行う。
- ② 基本的な会計関係規程は整備しており、これらの規程に基づき適切な会計処理等を行っているが、今後の社会情勢の変化等に伴い、現行規程の改正や新たな規程整備を適時適切に行う。

(2) 会計処理基準との適合性の検証

- ① 現行の会計処理基準については、監事や会計監査人の意見を聴き、現時点において問題はないことを確認している。今後とも監事監査等により適切性を確保するとともに、指摘があれば、現行規程の改正等を含め、適切な対処を行う。
- ② 業務の効率化・合理化の観点から現状の業務内容を明文化し、検証を行った。引続き会計処理の公正性を確保し、効率化・合理化に努めていく。

6. 適切な会計監査の実施

(1) 監事と内部監査室による会計監査の実施

- ① 監査計画を策定し、監査結果は、報告書として取りまとめ、理事会に報告し、関係部署に改善の方向性等を指示した。引続き、監事監査、内部監査室監査の両面からの監査を実施することとし、その充実に努める。

(2) 三様監査による、より充実した会計監査

- ① 三様監査により、情報交換・情報の共有化を図り、現状における監査の適切性を確認した。今後とも、三様監査の場を通じて会計処理等の適切性を高めていく。

7. 中期計画の遂行に伴う予算の確保

(1) 大学院設置に伴う設備・備品、図書等の整備

- ① 大学院設置認可に係る寄附行為変更認可申請書類（必要経費の見積もり等）に変更が生じる場合は、文部科学省と事前協議を行い、適切に対処する。

(2) 大学の教育・研究を推進するために必要な設備・備品等の整備

- ① 学年進行に伴う備品等の整備については、教育・研究の質の維持と向上のため、適切な予算確保に努める。また、昨年度は、新型コロナウイルス感染症等外的要因により実習等に係る経費を中心に弾力的な対応を行ったが、本年度もこれらの状況を見極めつつ同様な対応を行う。

(3) 附属幼稚園の施設、設備・備品等の整備

- ① 新園舎建設の財源の一部について日本私立学校振興・共済事業団から融資を受けることとしているが、円滑に融資が受けられるよう準備していく。

(4) その他の財務上必要な対応

- ① 施設整備拡充特定資産の積立（第2号基本金）については、今後、備品の経年劣化による買い替え、施設の補修、新たな機器備品の整備等の必要性が想定されるため、本年度以降の中期的な財務状況を踏まえ、検討していく。

VII. 外部評価の受審

外部評価として、以下の評価機関による評価を受ける。

(1) 大学の認証評価（機関認証）の受審

- ① 令和5年度の受審を念頭に、引続き情報収集に努め、評価項目となる事項（規程整備や管理運営システムの改善、自己点検の仕組み、教育改善、学修指導体制の整備等）の充実改善について、必要に応じ理事会、教授会での議論を経て具体化し、準備を整えていく。また、日本高等教育評価機構への会員申請、受審申請等について、本年度中に当機構と協議する。

(2) 看護教育評価の受審

- ② 看護教育評価の受審については、引続き、情報収集に努め、評価項目となる事項（教育課程、教育方法の改善、自己点検評価、学修支援、運営システム等）の充実改善に努める。

VIII. 附属幼稚園

1. 教育・保育内容の充実

(1) 外部講師の活用

本園の理念・方針に則り、着実に教育・保育を進めるとともに、引続き以下のような特色ある取組を推進

- ① 引続き、スポーツクラブ等の講師により、月3回程度の体育教室を実施していく。
- ② 引続き、外部の講師等により、月4回程度の英語教室を実施していく。

(2) 教育手法の改善

教育・保育が魅力あるものとなるよう、以下のような取組を推進

- ① 園舎増築後の新たな教育方法、カリキュラム等を検討していく。
- ② 月に1～2回程度の職員会議を開催し、行事等の内容の確認と評価、園児の状況等の情報共有に努める。また、引続き、若手職員の保育上の悩み相談も行っていく。
- ③ 組織的に園内研修を検討していくこととし、ヒヤリ・ハットや感染症の対応等についても、職員会議の場を利用して情報共有を図り、対応策等を適時適切に検討する。
- ④ 県、市、私幼認定こども園主催によるキャリアアップ研修や教育委員会による幼稚園等初任者研修講座(年3回)に積極的に参加する。また、Zoomによる研修への参加も検討する。

(3) 大学との連携

- ① 新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、大学教員による研修等の実施を検討する。

2. 園児の確保

(1) 特色ある教育・保育の展開

- ① 特色ある取組として、引続き、体育教室、英語教室、スケート教室を実施することとし、本年度からは、夏場の水泳教室の実施を検討する。
- ② 園内菜園を活用した体験活動として、春先はきゅうり、トマト等の野菜の栽培と、秋は大根、サツマイモ等の植え付け体験を行う。
- ③ ハロウィンは、他園での実施は少なく、本園の特色ある行事のひとつであり、地域の評判も良好であるため、引続き実施する。

(2) 効果的な広報活動の展開

- ① 広報活動の一環として、各種行事の写真や子ども達の普段の様子を積極的に紹介する。
- ② こども園の新築を契機として、さらに魅力あるホームページとなるよう検討を進める。
- ③ 園児募集のポスターの掲示、新聞の折込チラシによる広報を実施する。

(3) 地域との交流の推進

- ① 夏祭り、運動会、ハロウィンパレードを実施する。なお、介護老人保健施設への訪問は、新型コロナウイルス状況を注視しつつ、検討する。
- ② 新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、大学教員による講演会等の実施を検討する。

(4) 口コミの活用

- ① 子育て支援や月2回の園庭開放等とおした口コミによる広報を行う。

3. 運営体制の整備

(1) 職員の資質の向上

- ① 園長が行う業務について、他の職員にも分かりやすく説明する等、OJTによる若手

職員の育成に努める。

- ② 各クラスに若手の副担任を配置し、先輩教諭の指導法等を学ばせる機会を設ける。

(2) 柔軟な事務処理体制

- ① パソコン作業を担当できるスタッフを増やす等、事務作業のレベルアップと効率化を図る。
- ② 事務作業については、保育士が日常の保育業務と並行して実施できるよう、OJTの中で対応できるよう検討していく。
- ③ 若手の保育士等を各行事の企画段階から積極的に参加させることで、園運営への参加意識を高めるようにしていく。

(3) 法人本部との連携の密接化

- ① 適時適切な会計処理（仕訳入力等）に努めるとともに、法人本部との定期的な情報共有を行う。
- ② 必要な情報は、適時適切に法人本部に報告するよう努める。

4. 施設・設備の充実

(1) 園舎の増築と整備

- ① 園舎増築に係る所要の手続きを進める。また、これに伴う必要な備品等の整備を検討し、整備を図っていく。（新園舎の建設財源については、【財務会計】【7-3】①を参照）

(2) 園児の安全確保

- ① 年2回、二戸防災設備商会による消防用設備等の点検を行う。
- ② 園児の教育・保育に必要な設備等の整備については、園児の安全性を最優先にして行う。
- ③ 令和4年度を目途に、看護師の求人活動を引続き継続していく。

(3) 設備・備品の整備計画の作成

- ① 本年度中に新園舎が竣工する予定であり、幼稚園型認定こども園として必要な設備・備品を検討し、整備警備計画を策定する。

(4) 堀野字東側地区の園舎

- ① 堀野字東側地区の園舎の取壊し等の処分については、地元の自治体等との事前相談等も重要であり、対処方針の策定段階から、十分に調整を図っていく。

(5) 幼保連携型認定こども園の設置（岩手保健医療大学附属認定こども園北上（仮称））

- ① 令和6年4月1日の開設を踏まえ、認定こども園の整備形態を整理し、関係各方面（施設整備者、敷地所有者、岩手県、北上市等）との調整を行う。

また、園開設に係る資金内訳（国庫補助金等、寄附金、本法人の負担）を確定させるため、本年度から所要の事業申請等の手続きを進める。

（以 上）